

確定稿

朝霞市総合振興計画審議会（第2回）
会議録

平成25年8月30日

政策企画室

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回朝霞市総合振興計画審議会		
開 催 日 時	平成25年8月30日（金） 午後2時00分から 午後4時25分まで		
開 催 場 所	朝霞市立図書館 視聴覚室		
出 席 者	別紙のとおり		
会 議 内 容	別紙のとおり		
会 議 資 料	【資料2】 審議会委員名簿 【資料2－1】 第5次総合振興計画のあり方（構成及び期間の考え方）（案） 【資料2－2】 市民意識調査（案）（一般向け） 【資料2－3】 朝霞市総合振興計画策定のための青少年アンケート ・ 日程調整表		
会 議 録 の 作 成 方 針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	☐ 要点記録		
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）		
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月	
	会議録の確認方法 委員全員による確認		
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 4人		

平成25年第2回

朝霞市総合振興計画審議会

平成25年8月30日（金）

午後2時00分から

午後4時25分まで

朝霞市立図書館 視聴覚室

1 開 会

2 議 事

（1）策定方針について

（2）審議会の進め方について

3 そ の 他

4 閉 会

出席委員（19名）

第1号 議員	市議会議員	小 池 正 訓
	市議会議員	船 本 祐 志
	市議会議員	山 口 公 悦
第2号 教育委員会委員	教育委員会	鈴 木 泰 代
第3号 農業委員会委員	農業委員会	小 峰 保 夫
第4号 市内の公共的団体等の役員・職員	朝霞市自治会連合会	相ノ谷 昌 男
	【副会長】 朝霞市商工会	鈴 木 龍 久
	朝霞市社会福祉協議会	野 本 正 幸
	朝霞市青年会議所	吉 山 隼 人
第5号 知識経験を有する者	東洋大学法学部教授	斎 藤 洋
	大東文化大環境創造学部准教授	島 田 恵 司
	大東文化大学経済学部教授	中 村 年 春
	【会長】 東洋大学法学部教授	沼 田 良
	(有)プロセスデザイン研究所	百 武 ひろ子

第6号 公募による市民

大 石 正 司
佐 野 隆
高 橋 明 子
村 上 靖 子
安 野 さくら

欠席委員（1名）

第4号 朝霞市PTA連合会

渡 邊 誠

事	務	局	審議監	田 中 幸 裕
事	務	局	政策企画室長	村 山 雅 一
事	務	局	同室主幹兼室長補佐	佐 藤 元 樹
事	務	局	同室専門員兼政策企画係長	大 瀧 一 彦
事	務	局	同室同係主査	又 賀 俊 一
事	務	局	同室同係主任	芦 原 なつみ

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・芦原主任

それでは、定刻となりましたので朝霞市総合振興計画審議会、第2回の会議を始めさせていただきます。

なお、本日、渡邊委員がまだいらっしゃっていませんが、御欠席という旨の連絡は特にいただいております。

次第の内容に入る前に、資料の確認をいたします。

事前に配付している資料は、今回はございません。

本日配付している資料が、次第のほかに5種類ございます。

一つ目が資料番号2、審議会委員名簿です。二つ目が資料番号2-1、第5次総合振興計画のあり方（構成及び期間の考え方）（案）で、三つ目が資料番号2-2、市民意識調査（案）（一般向け）で、四つ目が資料番号2-3、朝霞市総合振興計画策定のための青少年アンケート、五つ目が日程調整表となっております。

以上、おそろいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと存じますので、議長の沼田会長に進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○沼田会長

皆さん、こんにちは。

最大級の猛暑だそうで、ちょっと立っていると気が遠くなりそうな感じで、ちょっと来るまでに時間がかかりました。皆さん、お疲れでしょうから、できるだけとんとん議題を進めて早めに終わりたいなと思っています。御協力をお願いいたします。

早速、議題に入ります前に、第1回目の会議で欠員となっておりました公募委員について新たに委嘱されました方が今日いらっしゃっていますので、皆さんに御紹介いたします。

村上靖子委員です。

村上委員、簡単に結構ですので自己紹介をお願いいたします。

○村上委員

初めまして、村上靖子と申します。

私、朝霞に住みまして30年ぐらいお世話になっております。いつもは茶道、裏千家を教えてお

ります。趣味ではお寺とかそういう楽しみをしております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○沼田会長

それでは、早速審議に入りたいと思います。この会議は原則公開ということになっていますので、傍聴要領に基づいて傍聴を許可することといたします。

本日の傍聴希望者は何人でしょうか。

○事務局・又賀主査

本日の傍聴希望者は4人です。

○沼田会長

4人だそうです。なお、会議の途中で傍聴希望者があった場合には、傍聴席の範囲内で入場していただくことを御了承いただきたいと思います。

では、入っていただいて。

◎2 議事 (1) 策定方針について

○沼田会長

それでは、審議を始めます。

本日の議題ですけれども、議事が(1)総合振興計画の策定方針について、これは前回の引き続きになります。(2)は、この審議会の運営の仕方というか進め方について。それから(3)その他というふうになっています。

本日の議事について、委員に確認する意味で、第2回の会議で決定しなければならないことなどを、大枠でいいので事務局から説明していただきたいと思います。

○事務局・大瀧専門員

それでは、最初に本日の議事について、御説明させていただきます。

本日の次第を御覧いただきますと、議事については二つですが、その他を含めると三つございます。議事、その他につきましては、大まかに表現してありますのでその内容で、今後のスケジュールの都合上、本日は何を決定しなければならないかということと、本日は説明までに留めて次回以降に何を決めなければいけないかということと、これから皆様が議論に入る前に整理して考えていただく意味で、ここで説明したいと思います。

まず、本日第2回の会議で決めたい内容としましては、議事の1でも挙げさせていただいておりますが、前回説明をさせていただいた総合振興計画策定方針案がございます。

前回からこれまで、皆様から特に御意見はいただいておりますが、この後の説明で、前回のお

さらいとしてポイントになる部分を説明させていただきまして、改めて皆様に確認いただきまして本審議会として策定方針案を決定したいと考えております。

次に、今回の会議では説明までに留めて、次回の会議以降で決めたい内容をお話しいたします。

まず、議事の2に挙げています審議会の進め方についてですが、こちらは、事務局としましては「基本構想」を全体会で、「基本計画」を部会に分かれていくことも想定しておりますが、この進め方自体も本審議会でもめていただきたいと思いますと考えております。

ただし、現段階では漠然としておりまして、イメージしていただくことが難しいと考えておりますので、「基本構想」と「基本計画」の大枠が見えてきた時点で、審議会として議論していただきたいと考えております。

この時期につきましては、12月に設置予定の庁内策定部会から基本計画の総括や施策分析が整った時点となる来年4月頃に開催する審議会でも決定できたらと考えております。

こちらにつきましては、資料番号6の「総合振興計画審議会スケジュール（第5次総合振興計画）」を御覧いただきながら御説明したいと考えております。

次に、その他についてですが、こちらは次回の第3回の会議でも決定したい内容を御説明いたします。

1回の会議時間が2時間と限られておりますので、会議を効率的に進めるため、事前に皆様へ資料の配付と説明をさせていただきまして、次回までに事前に御意見をいただいた上で、当日の会議でも決定していきたいと考えて今回説明させていただくこととしました。

今後もこの方針でもめていきたいと考えております。

それでは、その他について3点ございますので、これから申し上げます。

1点目につきましては、計画の在り方です。

前回の策定方針案の説明でも触れましたが、総合振興計画の構造の根幹となる計画の構成や計画期間をどのようにするか、後ほど資料番号2-1の「第5次総合振興計画のあり方（構成及び期間の考え方）（案）」を基に御説明いたします。

2点目としましては、市民意識調査についてです。

10月の実施に向けて、市民意識調査の原案が完成しましたので、一般分、青少年分各調査項目について、御確認いただければと考えております。

こちらは一般分を資料番号2-2の「市民意識調査（一般）」で、青少年分を資料番号2-3「市民意識調査（青少年分）」で御説明したいと思います。

なお、今申し上げました次回の会議でもめる内容のほか、3点目としましては、次回会議の開催日時を早い段階でもめたいと考えております。

既に日程調整表は配付させていただいておりますので、そちらに皆様の都合の悪い日を×で表示していただき、今回提出いただける方は今日回収しまして、なるべく段階に開催日時を決定して、皆様へお伝えしたいというふうに考えております。

したがいまして、本日も限られた時間の中で盛りだくさんの議事内容となりますので、時間の配分上、策定方針案をできるだけ早く固めまして、今後、本審議会において審議、決定していく内容に入れればと思っております。皆様には、御理解と御協力をいただければと考えております。すみません、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○沼田会長

事務局の説明が終わりました。

何か質問がございましたら。

ないようですので早速、議事の（１）総合振興計画策定方針について。これを決めないとこの審議は一步も前に進みませんので、是非今日中に決めたいと思っております。

事務局から説明をお願いします。

○事務局・大瀧専門員

それでは、総合振興計画策定方針（案）について御説明させていただきます。

先ほどもお話をさせていただきましたが、前回第１回の会議でこちらの議事につきましては説明をさせていただいておりますので、本日は、前回のおさらいということで簡単にポイントとなる内容について資料を参照しながら振り返り、改めて皆様に確認をいただいた上で、この策定方針案を決定したいと思います。

それでは、前回配付しております、資料番号４の「第５次朝霞市総合振興計画策定方針案」を御覧ください。

皆様よろしいでしょうか。

まず、１ページの「１計画策定の趣旨」としましては、上から三つ目の黒点にありますとおり、自治法の改正によって基本構想の策定義務は廃止されたものの、市のまちづくりの基本となる指針として総合振興計画を位置付け、基本構想について議決を経て策定するものとしています。

次に、２ページの「２基本的な考え方」の（２）総合振興計画の位置付けと根拠を御覧ください。

一つ目の黒点にあります、総合振興計画の位置付けにつきましては、自治基本条例において明確に位置付けをしていくことを検討するとしております。

次に、２項目下の（４）効果的、効率的な市民参画を御覧ください。

一つ目の黒点にあります。基本構想、基本計画の策定に当たっては、多様な市民の声を反映させるため、効率的、効果的な市民参画の手法を取り入れるとしています。

次に、3ページの(7)個別計画との整合を御覧ください。

一つ目の黒点にあります。原則として、基本計画と個別計画との計画期間及び内容の整合を図るとしております。

次に、4ページの「3策定体制」の図の下の(1)市民の①総合振興計画審議会を御覧ください。

二つ目の点にあります。総合振興計画審議会では、基本構想の素案と前期基本計画の素案について審議を行うとしています。

また、市民の皆様には、総合振興計画審議会を始め、丸数字のとおり7通りの方法で計画策定に関わっていただくこととしております。

次に5ページを御覧ください。

(2)庁内体制ですが、部長で構成する策定委員会は、①の策定委員会の三つ目の点にあり。基本構想原案及び各部会においてまとめた基本計画原案について、審議、調整を行い、庁議に提出する役割を担うこととしております。

また②の庁内策定部会にあり。基本計画において、分野別に五つの部会に分かれて具体的な策定作業を行っていくこととしております。

分野別に策定作業を行うことから、市民との意見交換会なども部会が主体で行っていくようになります。

なお、この後の議事の2「審議会の進め方」でも御説明しますが、今申し上げた庁内策定部会において基本計画の総括や施策分析が整った時点で、本審議会を部会で分けて各庁内策定部会と連携しながら基本計画の個別分野を議論していただくことも想定しております。

以上、前回のおさらいということで、総合振興計画策定方針案を見ながらポイントになる部分を確認していただきましたが、改めて御覧いただいたとおり、この方針案のづくりは、基本となる部分をしっかり押さえて定めるとともに、審議会の進め方や計画の在り方など、その全てを本市議会で議論していくため、自由度を大きく持たせているところが特徴となっております。

なお、本日皆様に決定いただきました策定方針案につきましては、この後市長へ報告し、その後、庁議にて決定する流れでございます。

以上で説明を終わります。

○沼田会長

はい、ありがとうございました。

それでは、この「総合振興計画策定方針について」、順に1ページずつ取って皆さんから質疑や意見を伺いたいと思います。

まず、1ページ目について何かございますか。

あの、最後に全体をもう一度ということにしたいと思いますので、次に2ページ目についてございますか。

はい、じゃあ形式ですけど、3ページ目についてございますでしょうか。

○大石委員

一ついいですか。

6番目の行政組織との対応の項ですね、一番最後の方にですね、「各部、課の責任を明確にする」と書いてあるんですが、責任を明確にする範ちゅうというのはどういうところまで入っているんですか。

○事務局・村山室長

責任の範囲につきましては、当然部ごと、課ごとにそれぞれ所管とする仕事の内容というのは、この課はこういう仕事を所管するというような形ではっきり明確にしてありますので、その仕事の範囲内で責任を負うというようなことになります。

現在、なかなかこの総合計画の作り方と実際の組織との仕事というのが、なかなか1対1で結び付いてないような状況もございまして、なるべくその辺の整備を図りたいと、そのような趣旨でございます。

○大石委員

ということはですね、策定部会の中で決められた仕事の範ちゅうということでしょうか。

○事務局・村山室長

それぞれの組織の事務分掌というのはこの計画とは別に定められておりますので、逆にこの総合振興計画の体系というのを組織に可能な限りで合わせて、なるべく分かりやすい形で対応させていくという作業ができればというふうに考えています。

○大石委員

必ずしも、策定部会の割り振りとは一致しないという場合もあるということですか。

○事務局・村山室長

場合によってはそのようなこともあり得ると思います。

○大石委員

ありがとうございました。

○小池委員

会長、よろしいですか。

今の太石委員に関連しますけれど、この6番の組織の対応ということで、事業目的というか事業が三つ書いてありますよね。事業立案、業務展開、進行管理と。現在市では、進行管理については別のセクションで管理をするところがあるんですけども、ここでも進行管理をやるんだということと理解をすると、自分たちが事業立案をして事業展開を図って実施を行ったものも自己で進行管理をやっていくんですよと、こういう解釈でよろしいのかどうか。これを確認させてください。

○事務局・田中審議監

御指摘の点なんですけど、現在朝霞市においては、既に行政評価制度を取り入れております。ほぼ具体的な施策、事務事業については、内部で自前の評価を行った上でそれを第三者機関である外部評価委員会がまた加えて評価するという、客観的評価をするという二重のシステムを引いております。

ここの部分での進行管理というのは、基本的には施策事務事業の計画を立てて、要するに政策立案をしてそれを実際に実施して、それを自己評価していく中で適切に進行しているかどうかを確認するという意味合いでございますので、この部分については内部の組織の中でのPDCAのサイクルは回っていると、そのように御理解いただきたいなと思います。

○小池委員

はい、では二重のセーフティーネットを引いてやっていくんだというような考えでありましたけれど、了解いたしました、ありがとうございます。

○沼田会長

そのほか、ございますか。

○野本委員

2ページの2「総合振興計画の位置付けと根拠」のことについてなんですけど、この「自治基本条例において明確に位置付けをしていくことを検討する。」ということと、「自治基本条例と関連性の強い内容については、相互の連動に留意し策定する。」ということなんですけれども、朝霞市は、自治基本条例は現在はまだ策定していないと思うんですが、この辺、これはどういうふうな考え方ですか。

○事務局・田中審議監

御指摘のように、現状では自治基本条例は制定されておられません。

しかしながら、第4次総合振興計画の取組の中での市民参加を進めていく上での条例の制定というものを視野に入れて検討していくということがうたわれておりますし、また第4次行政改革大綱においてもそのような取組を行うということが位置付けられております。

現在我々の方では、市民の皆さんと自治基本条例の制定の可能性について議論をしているところでございますので、この段階で必ず自治基本条例が制定されるということを市が一方的に決めるべき条例ではないと思っておりますので、そういう環境を醸成していく中で、自治基本条例として身が結んでいくことが可能であれば、当然自治基本条例というのは市の地方自治の根幹をなす考え方が示される条例でございますので、それがこの第5次総合振興計画の検討と並行して実を結んでいくことが可能であればそういう環境を作るために市としては努力をしていきたい、そのように考えているという趣旨でございまして、最終的にうまくマッチングするかどうかというのは、これからの我々の取組と市民の皆さんの気運の盛り上がりと、また、議会の御理解の上に立つものだというふうに思っております。

○沼田会長

よろしいですか。

○山口委員

第1回目の会議の最後のところで私なりの理解としては、策定に当たって第4次総合振興計画、これのトータスを精査するというようなことから始めるというふうに、1年くらいかけてやるというふうに理解していたんですけれど、それはそういうことですね。

何を言っているかと言うと、行政評価施策に基づいて、今回第4次総合振興計画に基づいた1回目の今議会に、昨日いただきましたけれど、実は今日それが配られるのかなと思ったんです。第4次の各カテゴリーごとの内容で、今こういうところでの評価としてあると、一つの判断材料としてということで。そこから始めて、それをどういう手法で検討していくのかという辺りを今日議論するのかなと思っていたのですが、そういうときではないんですか。

○事務局・田中審議監

失礼いたしました。

各年度ごとの行政評価の報告書というのは決算期に向かって取りまとめたところでございますので、参考にはなると思いますので至急皆さんにもお配りするように手配をしたいと思います。至りませんで、大変申し訳ございません。

ただ基本的に、今後基本構想等を議論していく中で当然現状の分析というのは必要になってくると思います。それが基礎です。それは第4次総合振興計画に基づいた個々の施策等がですね、実際にどのように展開され、どのような効果を上げているかを検証していくという作業が絶対的に必要なことは御指摘のとおりだというふうに思います。その上で来るべき10年、またはそれ以上の期間に向けてのビジョンというのを我々の中で議論していくということになっていくというふうに思っておりますので、当然そのように第4次の現状分析というのは今後していくつもりではござ

いますが、今日のところはその前の、まだ入口のところの議論になっているというふうに御理解いただければと思います。まずは総合振興計画の今後の審議をどのように進めていくかといったところの、入口のところから入って今日は御議論いただければ有り難い、そういう段階でございます。

○沼田会長

そのほか何か質問ございますか。

今３ページ目をやっております。

○大石委員

私は、市役所の庁内のことにつきましてはあまりよく分かりませんので、この会議の入口の部分でこういう初歩的な質問をするのはいかなものかと先ほどからずっと考えているのですが、ちょっと初歩的なことを聴かせていただきたいのですが。

３ページの策定体制の中にですね、庁議という、市長の下に組織のようなものを書いてあります。４ページ目の２番の庁内体制のところに「庁議に提出する。」と書いてあります。庁議とは一体何でしょうか。

市の策定委員会が作ったものを庁議にかける、１回決めたものをまた違う組織で再検討するということなんでしょうか。庁議の、組織としての立場はどうなんでしょうか。

○事務局・村山室長

庁議というのは市役所の内部の組織でございまして、具体的には市長をトップとしまして副市長、教育長、あと部長級の職員で構成されております、朝霞の場合ですね。ここでは、市の基本的な方針ですとか重要な施策について審議をして決定をすると、そういう場になっております。

この総合振興計画の審議会というのは、市長に対して答申をするという立場にございます。市の方はその答申を受けて、なるべくその答申を尊重しつつ、庁議の手続きを経て、市の執行部として最終的な決定を図ると、そういうような流れになっております。

○大石委員

この資料の体制チャートとですね、それから前にもらった厚い資料の１１１ページを見ていただけますか。

そこに、策定体制フローというのが書いてあります。それとこの表を対比しますと、その中には幹事会というのが部会の上にですね、策定委員会の下に幹事会というのが組織されております。今回は、部会の上には幹事会はなくなっています。これは組織がこのように変更されたというふうに理解していいんでしょうか。

○事務局・村山室長

庁内の体制としてはこのように変更したということです。と申しますのは、前回は庁内の五つの

部会に分かれてそれぞれの部会の長が幹事会というのを作っていたのですけれども、そういう内部で何重にも組織を作りますとなかなか意思決定というのがスムーズに、迅速に進まないということもございましたので今回は庁内組織としては幹事会というのは作っておりません。

○大石委員

分かりました。

○沼田会長

そのほか、ございますでしょうか。

4ページになりまして、全体にまた戻ろうと思います。

○百武委員

市民というところで、4番と5番に市民懇談会とキーパーソンミーティングというのがあるんですけれども、これの役割、ちょっとキーパーソンミーティングのところの文章を読むと、公共サービスの直接の利用者や学校の児童、生徒などの施策推進となっているのですけれども、それ以外の施策推進のパートナーとなる市民との意見交換も含めるのではないかと思いながら読んでいたのですけれども、まず4番と5番の違いと、5番の内容についてもうちょっと詳しくお聴かせいただけますか。

○事務局・村山室長

はい。具体的にはこれから詰めていきたいというふうには考えております。

また、その都度、その都度、皆さんの審議会の委員の意見も伺いながらというふうには考えているんですけれども、今のところ④の市民懇談会については、一つは無作為抽出で市民の方に、何人かに声を掛けて、そういった方々と朝霞のまちづくりについてなり、場合によっては分野別に意見を交わすという方法が一つと、同じ市民懇談会でも分野別に呼び掛けまして、関心のある市民の方に是非一緒にまちづくりについて考えてみませんかということで呼び掛けて自由に来ていただくというようなことも含めて、そういう形で懇談会を開こうと。その場合には、庁内策定部会の五つの部会が中心になって呼び掛けていくというようなことを今考えております。

キーパーソンミーティングについては、これは一つの例えということで、当然福祉の団体に意見を聴くとか、そういったようなことが可能なかなと考えてございます。

○沼田会長

ついでですけれども、前回配られた資料の6番のスケジュールを見ると、市民懇談会というのが平成26年1月下旬に1回だけ書いてありますけれども、キーパーソンミーティングというのは平成26年の9月から平成27年1月まで数回するような感じになっているので、おのずと性格が違うものなのかなと思いました。

そのほか、何か質問ありますか。

○島田委員

純粋な質問だと思って聴いていただきたいのですが、4ページ、5ページの質問ということでもよろしいですか。審議会条例を読ませていただくと、6条に「部会」というのがあって、審議会に必要な応じて部会を置くことができるとあって、委員が属する部会には、会長が指名して、部会には部会長があって、委員の互選で決めるを書いてあったので、当然僕は審議会に部会ができるのかなと思っていたんですが、別にやりたいというわけではないですが、審議会には部会は置かないという整理でよろしいんですね。

○事務局・田中審議監

我々としては部会も設置になることを想定しているというふうに、さきほど大瀧の方から説明したかと思うんですけども、ただ、実際にそれがどうかとういうのは、皆さんの御意見を踏まえた上で考えていかなければならないと。それは必要な応じて部会の設置というものを必要な時期に御検討いただければと思うんですけども、部会の設置を検討すべき時期というのは、ある程度各分野の総括がある程度出てきて、また次の計画にどういうふうに課題点を見出していくか、その辺の整理がある程度見極められてこないと、自分がどういう分野に関心があって、この分野について担当してみたいとかいうこと自体の判断がなかなかつきづらいついておまして、その時期はもうちょっと先になるかなと思います。その時点でお諮りした上で、必要であれば当然部会の担当を決めていければと我々としては想定しております。

○沼田会長

部会をつくるかどうかというのを含めて審議会で決めてもらう。そういう行政のスタンスだと思います。そのほか何か御質問ございますか。

○船本委員

今回の議会に、部、室設置条例の変更、改定が出てますけれども、この中で策定委員会で委員長は審議監と。今後も審議監という職はあるんでしょうか。ほかの危機管理審議監というのがちょっと出てましたけれども、この辺のいろいろ名前の出ている部長の名前と部長名、職名については変更したら臨機応変に変更していくという考えでよろしいでしょうか。

○事務局・田中審議監

来年4月1日付けで、組織機構の方を市としては予定してございます。

それに関連する条例の改正を、今議会に提案してございますので、まずは議会の御承認を得ないとな前に進めませんが、議会の御承認を得られれば来年4月1日の組織機構に併せて、この部会ですとか、また職名等については読み替えるなり、また修正等するなりの手続きを踏んでいきます。

いと思っております。

○沼田会長

今、船本委員のお話を伺って、この文章、策定方針案ですけれども日付がないので、入れておいた方がいいなと思いました。現時点でこうだというのが明確になると思います。そういう提案をします。

そのほか何か質問ございますか。資料番号4の。

では、一応一通りやったということで、全体についてもう一度改めて何か質問、意見があれば。

○佐野委員

基本構想を考える上での基本的な考え方ということがここで指し示されたのですけれども、中身のほとんどが手続きなり手順なりですね、Howに関するものがほとんどだと思うんですね。最後のページにちょっと日程的なものもありますけれども、What、Whenの方ですね。構想そのもの、Whatに関するとおころに関する考え方に関しては、中身そのものの考えに関しては、せいぜいあるとしたら第4次基本構想を引き継ぐ計画であるというようなこととか、あるいは、ほかと関連しているよというようなところぐらいしかないのですけれども、Whatに関しては審議会に全てお任せするという意味合いで何も基本的な考え方が示されていないのか、そうなのかその辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○事務局・村山室長

基本的にはそのように考えております。一から審議会のこの場で審議をしていただければと。

もちろん、全く白紙の状態からやってくれと言ってもなかなか進まない部分もあるかと思うので、必要に応じてたたき台を用意しろということであれば、それは御用意させていただくというような進め方になろうかと思うのですけれども、基本的には審議会の方でというふうには今のところ考えてございます。

○沼田会長

私の理解なのですけれども、内容については審議そのものでこれからするんで、そのスタートラインで、どういうルールで内容を皆で決めていくのかというところで今、この方針を決めているんだと思います。なかなか分かりにくいのですけれども、最近私もやっと気が付いたんです。そういうことなのだなと。だから、これを決めないとスタートにならない。だから、中身をこの段階で決めることはあり得ないと思います。

○沼田会長

よろしいですか。そのほか何かございますでしょうか。

○吉山委員

今回、第5次の基本的な考え方とありますが、第4次の時との大きな違いと、その時こういった検証とかされて第5次が出てきたとか、もしあれば教えていただけますでしょうか。

○事務局・田中審議監

当然、第4次の総合振興計画を立てる場合には、第3次の総括をした上で第4次総合計画を立ててきていると、そういう連続性がございます。その辺については、細かいことを申し上げると非常に時間がかかるんですけども。

じゃあ今後何が必要なのか、具体的には皆さんがこれから議論いただくことなので余り先走ったことは私から申し上げることはないかと思っておりますけれども、市の方の考え方としては、第5次の段階で一番重要なことというのは東日本大震災を我々は経験したということ。その自然災害という大きな力に対して、基礎自治体としての我々がどういう役割を担っていかなければならないのかといったことは第4次の中にも入ってはいるんですけども、これがある意味では第5次ではかなり焦点化してですね、十分御議論いただいておりますので、今後、御議論の中で我々としても発言をさせていただきます。

そのほかにもいろいろと市の課題はございますので、今後、御議論の中で我々としても発言をさせていただきます。

○吉山委員

ありがとうございます。

ちょっと質問で、お聴きしたかったのが、第4次もこういう基本的な考え方というのが多分出されたと思うんですけども、そのときの考え方と第5次の基本的な考え方の大きく違っている部分があるのかなと思ったので、第4次のときの検証というのはどこでどのようにされたのか、されるのかというのをちょっとお聴きしたかったんですが。ごめんなさい、もう一度、質問がうまくまとまっていないかもしれません。

○事務局・田中審議監

第3次から第4次が変わるところについては、また、第4次の中でも、基本計画については前期と後期という5年単位の中で中間的な見直しを行ったりしてございます。それらは全てその当時のこの総合振興計画審議会で最終的に御審議をいただいている内容でございます。まとめたものは、資料として過去のものがございますので、もし必要であれば御提供できるかと思います。

○吉山委員

ありがとうございます。

○沼田会長

そのほかになにかございますか。

○野本委員

2点ほど確認をしておきたいと思います。

まず、1点目は1ページの基本構想及び前期基本計画を策定するという部分で、第1回の時に計画期間も含めて審議してほしいというふうなことは伺ったんですが、基本構想の計画期間、また、前期基本計画というふうな表現ですと、ある程度期間を決めていないと作りづらいのではないかと。説明では、10年でも20年でも30年でもいいということでしたけど、それで目標設定ができるかどうかというのはちょっと、このまま議論を進められるのかなという感じを持っております。

それから2点目は、2ページの、やはり自治基本条例の表記の部分で、御説明ですとまだこれから自治基本条例を整備するというふうなお話でしたので、ここでの表現として、もう既に自治基本条例が明確にされている中で位置付けるというふうなことに読めてしまうので、ちょっと表現を変えておかないと、このまま進められるのかなと。自治基本条例が関連性が強い内容は連動させないということなんですけども、どうしたものかなという感じを持つというところです。

○沼田会長

重要な指摘だと思います。

○事務局・田中審議監

御指摘ありがとうございます。

後ほど、その期間の関係についての御説明はさせていただきますが、その期間設定というのがまず非常に重要だというふうに我々も思っています。それによって、目指すべきところの地点がはっきりいたしますので、それを早い時期に決める必要性はある程度認識しておりますが、そのための資料を後ほど御説明させていただきたいというふうに思っております。

それから、自治基本条例の部分については、市としてはそれを当然視野に入れた形で取り組んでいるということが事実でございますけれども、表現形式についてその辺の誤解が生じるということ御指摘がありましたので、もし差し支えなければ皆様の御意見が、そういったところでもうちょっと修正した方がいいという御意見であれば、当然、修正をさせていただきたいというふうに思っています。

○沼田会長

野本委員、今の説明でよろしいですか。

そのほかございますか。

○斎藤委員

今、いろんな先生方から御意見が出ましたが、それを鑑みまして質問というよりも確認ということなんでございますけれども、まず第1にこの策定体制とか、この冊子ですね、私の目から見ると

極めてオーソドックスな形で作られているというように思います。いい意味でオーソドックスですね。奇をてらったものではないと。大体どこでもこんなような、こんなようなは失礼ですけど、こういうような形でこういう問題が検討されているということでもあります。もちろん分かりづらいというところが無きにしもあらずということはありませんけれども。

それで、それを前提に今までのお話を聴くと、先ほどの山口先生の御質問に前半部は多分、収れんされてくるんだろうと思いますね。前回の第4次の反省はどうするんだというところですよ。

それを行って、つまり分析をして、そして次に第5次の内容を決めていくということですね。第5次の内容を決める時には、前回のお話ですと第4次に縛られることなく、新しい状況を考えて新しい発想も入れることができるというようなことを伺っておりました。そうすると、実はそこまでの段階をこの委員会で行うのは、相当難しいだろうと思います。我々も別の仕事を持っていますしね。

そういうことを行うのは、朝霞でいうと朝霞市役所の、まあ行政府ですね、完全に。行政執行部ですね。その人たちが日ごろ、日常生活に親身に接し、いろんな問題をクレームを受けてということでもありますから、長所、短所、いろんな問題を全部分かっているはずでありますから、そこで第4次の分析とプラス第5次の方針、それから、正に毎日実務に携わっているという目から見た新しいことの必要性ですね、それを加えた青写真といいましょうかですね、それを市の方で作っていただく。もちろん、厳密ではなくても構わないですけどね。それを作っていただいた上で、それがここに係ってくると。そして、それを審議した上で先ほどのこの庁内体制の中に入れて、実務的なチェックが行われ、そしてそれが最終的には市議会ですね、最高決定機関ですから。市議会にかかって、承認を受ければ執行される。

このような手順と理解しておりますので、ですから、先ほどからこの中身はどうなんだというような話、非常に重要な話ではありますが、先ほど会長がおっしゃったように、今の段階ではそれは審議することはできないだろうと思います。それはもう市の職員の方々に汗を流していただいて、具体的な政策という青写真を幾つか作っていただくというようなことになるのではないかなと思います。

そのように理解するならば、今回のこのお話というのは、このプリントですね、非常に次のことも見据えたこともちゃんと書いてあるということで、私はこの形で賛成だと思いますが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○事務局・田中審議監

当然、基本構想等、具体的に大きいのをいただく時点では、そのように今までの朝霞市の政策の流れですとか、そういったことの現状分析なり課題なりといったものを洗い出せるところは総括的

なものになると思いますけれども、詳しいことは各部会の議論となりますけれども、それは当然提示をさせていただく、まあ、材料がないと議論にならないといったところは、当然そのように考えておりますので、御用意はしたいと思います。

○斎藤委員

分かりました。私の理解で間違いない。ちょっと安心いたしました。ありがとうございました。

○沼田会長

そのほか、何かございますか。

○山口委員

今日のは、振興計画を進めていく上で入口の入口というんでね。私の認識ではすごく大事だと思っていますのが、先ほど、吉山さんでよろしいですか、お話しされたように、3次から4次が変わる上での大きな変化というのもあるわけですよ。情勢の変化。2次のところでは、まだバブルの時代の影もあったところなんです、これが4次になりますと、バブル崩壊してデフレの経済的な破綻をずっとしていく中で、社会保障が毎年一千億円削られてくる中での地方行政の運営だったという時代なんです。これがさらに、まさかと思った、倒産しないはずだった自治体もね、夕張じゃないですけれども、倒産するような時代になるという衝撃的な、経済の下部構造が大きく変動していった時代ですよ。それからさらにこの第5次が変わるところでは、先ほど審議監がお話しされたように、大きなあつてはならないような大震災、その後の福島第一原発、まだ今も、終息したと言っているけどそうじゃありませんよね、汚染水が流れている。こういう中で、今度私たちの未来、5年先か10年先の有様というものをね、審議していつているわけですよ。

そうすると、先ほど言われましたように、第4次の到達がどうなのか、何が問題だったのか、その時代にはそぐわなかった項目もあったかもしれないし、なるほどこのところはもっと磨いていかなければならない、もっと強めなくてはならないというのもあるだろうと。併せて、それだけの作業で1年間終わらせるかどうかということでは、ちょっと違うのかなという気がしているのは、基本の基本、だから、この第5次総合振興計画そのものが誰のため、何のためにやるのかということの基本の基本ね。そこのところをやはり委員のところでは合意形成をきちっとしておかなければ、認識を一致させていくような形になっていかなければ、やはり、施策だけに踊る感じがありませんか。何よりもこれの主体は朝霞市民にあるわけですから、朝霞市民の暮らしや命や福祉や、そのものをどういうふうに意味合いを見た上で、未来像のところ近づけていくかということですね。それを決定する上で、法的な根拠を付けさせるかどうかということの話もいろいろ、実施法が変わったからどうしようとかはね、前回から議論されていたところで、一応それは作らなくても作ってもどっちでもいいですよというふうになったけれども、作ろうじゃないかという意志で今

集まっていますよということと、それから、やる以上は、やっぱり執行していく上では今までのとおり、行政と議会の合意形成というのが一番執行する上では、お金のかかることですから、そういうような手法もちゃんと取っていこうじゃないかというところまでが前回の話かと思うんですね。

そうするならば、僕は後のこの1年間の間でどこまでの到達を戦略的に定めた上でやっていくのかという辺りのところを、少しイメージも含めて話ができる関係を作らないと。用語がね、難しいと思いますよ。皆さん方、ざーっというふうに話しているけれども。議会の議員でさえ、ときどき目が白くなることがあってね、何を言っているのかなと思ったことがありますけど。今日のところでも私、そちらでお話しされている中で幾つかね、もうちょっとかみ砕いて話した方がいいなということがありますので。やっぱり進めていく上では、少し丁寧にやってもらうことを希望しつつも、ちょっとその到達度をどの辺までやっていくかという辺り。

僕は、先ほど言ったように前期の分析と、それから第5次を始める上での基本的な理念といいですか、理想といいますか、もっと言えば情勢の変化というのはどういうふうに変わってきたのか、そのための意識調査でもあると思いますけれどもね。そういう辺りのところを主にして、それをたたき台にして、来年の頭ぐらいに少しイメージも出てくるような関係を作ればいいのかと感じているんですけれども。いかがでしょうか。

○事務局・田中審議監

御指摘ありがとうございました。

我々としても、この審議会の中でしっかりとした方向性を出すために今後も努力していきたいと思います。御意見として承りましたので、そのように頑張っていきたいと思います。

○沼田会長

そのほか、この際何か言っておきたいことがありましたら。

何か言い残しございませんか。

まだ多分、修正するチャンスは、今日で終わりということではないと思いますので、現段階でいいと思うもので決めて前へ進むということにしたいと思います。

それでは意見がないようでしたら、これまで出していただいた皆さんの御意見などを踏まえて、この策定方針を修正していきたいと思います。それで、修正に当たっては会長一任ということにさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(はい、の声)

では、そういうふうにさせていただきます。

特に留意したいのは、先ほどの自治基本条例のところの表現とかですね、あるいは(6)行政組

織のところで、これが主語が何になっているのかよく分からないような文章になっているので、これをちょっと。それで多分、分かりにくかったと思いますので、これをちょっと切り替え、もう少し簡単な文章に直すというところとかですね、等々、ちょっと修正をさせていただきたいと思います。

そうということで、一応会長一任ということで、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、修正が終わりましたら審議会の意見として市長に報告するという事にいたします。

◎2 議事 (2) 審議会の進め方について

○沼田会長

続きまして、議事(2)審議会の進め方について、事務局より分かりやすい説明をお願いいたします。

○事務局・大瀧専門員

それでは、審議会の進め方について、御説明させていただきます。

見ていただく資料なんですけれど、前回の会議で配らせていただきました資料番号6というものを使って説明したいと思います。

お持ちでない方はいらっしゃいますか。

資料番号6で、名前が「総合振興計画審議会スケジュール(第5次総合振興計画)」というような資料になります。A4、縦長になります。よろしいですか。

こちらにつきましては、前回配付させていただいてますが、既に皆様には目を通していただいておりますこととは存じますが、審議会の審議につきましては右から3番目の列項目の審議会内容にありますとおり、基本構想と基本計画の具体的な審議は平成26年4月以降からということになります。

ただし、この回数につきましては審議会の進み具合にもよりますので、今想定している内容から増えることも当然想定しておりますので、今の段階ではあくまで予定ということで捉えていただければと思います。

また、審議会が基本構想と基本計画の整合を図りながら審議を進める上で最も重要なことは、列右端の議会、職員のところにあります、12月以降に活動する庁内策定部会と、この団体とうまく連携することが重要となってきます。この庁内策定部会につきましては、平成25年度内に市民意識調査の結果や行政評価制度を活用して課題の整理が終了することとなりますので、このことを受けまして、先ほどの話にもありましたが、実際の議論の開始は、この課題の整理が終わった4月以

降になるのではないかというふうに今の時点では考えております。このことから、庁内策定部会によって課題が整理されるこのタイミングで審議会を一つの会議体でいくか、また、例えば庁内策定部会に併せて、審議会を部会に分けて庁内策定部会の職員と綿密な連携をとりながら基本計画の個別分野を議論していくかをこの会議で決定することができればと考えております。

ちなみに前回策定の第4次総合振興計画では、4部会に分けて審議をいたしました。したがって、先ほどから議論にもなっておりますが、今の時点では委員の皆様に御判断していただく材料に乏しい状況ではございますので、このこともイメージしていただきながら今後の審議をしていただきたいと考えております。

また、現段階で具体的にどのように部会に分かれるのかも白紙でございますので、これから半年先の判断、決定に向けて様々な点を考慮しながら御準備いただければというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○沼田会長

今の説明を聴いて、何か質問、御意見ございますでしょうか。

○山口委員

前回4部会でやられたという話ですね。施策体系一覧を見ますと、7章までとなっていますね。前文もありますからどういうふうに分けたか分かりませんが、どのような分け方で四つの部会でやられていたのですか。

○事務局・村山室長

まず、分野別の部会としては、3部会に分けました。具体的には、教育福祉部会、都市環境部会、産業部会の三つです。このほかに特別部会として、交流市民参画行財政特別部会というのを設けました。部会別の三つの部会については、必ずどこかに所属してください。特別部会は会長等を含めて出たい人は自由に参加というような形で、全部で4部会に前回は分けたと、こういうことでございます。

○山口委員

はい、分かりました。

○沼田会長

教育と福祉を分けたという。前回と比べると。それで1個増えるのかなみたいな。それが今の案だという。

○事務局・村山室長

ただ、ここに出ているのはあくまで庁内の部会ということですので、この審議会の部会は皆さん

の意見を聴きながらということを決めていきたいというふうに思います。

○沼田会長

そのほか何かございますか。

○事務局・村山室長

当然人数の問題も出てきますので、あまり少ないとなかなか審議がしにくいということもございまして、それも踏まえて今後御検討いただければと思います。

○山口委員

防災なんてのは、どういうふうになっているの。

前回の第2章のところに防災、消防、救急というのがあるんだけど、先ほど言った分け方はどこに入るのかなというふうに思ったんですけどね。

○事務局・村山室長

すみません、今の分類でいくと環境の分類に入る可能性が高いのですが、前回がどこだったか、ちょっと調べて、またすぐに決めなければいけないということでもないので、次回にお知らせしたいと思います。申し訳ございません。

○沼田会長

そのほかございますか。

ちょっと、私から質問してよろしいですか。

第4次を見ると、審議会のスタートから部会を作るまでに1年ぐらいかかっているんですけど、今回タイミングとして想定するのは4月ということでちょっと早いですが、そういう早く、早く想定されているのはなぜですか。

○事務局・田中審議監

今回はですね、基本構想がある程度出来上がってから基本計画へというのが従来の流れだったのですが、基本構想が先行はするんですけども、オーバーラップさせようというふうに考えています。

基本構想を具体的に考えていく上では、結局その下の基本計画の中でどういう政策を打っていくかというところの議論と、要するに双方に影響し合うわけなので、それが一つの方がある程度まとまってから次の段階へと、その方がきれいなんですけれども、そうではなくて、ある時期からは並行して動いていくということで基本計画部分と言いますか、庁内の各部会の動きというのは秋から始めたいというふうには思っています。その内容というのがこの審議会の方にも当然フィードバックされますし、こちらのここでの議論というのは各部会の方に、委員の皆さんからこういう御意見をいただいていますよと必ず伝達するように、お互いに双方に連携し合うように進めていきたいと

いうふうに思っております。そのために多少時間は短縮できると踏んでいます。

○沼田会長

そのほかございますか。

ないようですので、それでは次に行きます。

◎3 議事 その他

○沼田会長

(3) その他。事務局より説明をお願いします。

○事務局・又賀主査

それでは、その他の説明をさせていただきます。

資料ですが、本日配付いたしました資料番号2-1、御用意できますでしょうか。

よろしいですか。

これから説明する内容、資料は3種類ございますけれど、この2-1、2-2、2-3ですが、これから説明することにつきましては、次回の会議で審議していただいて決定するものですので、今日説明して時間が許す限り質問をお受けることはできますけれども、あくまでもこれから説明する内容につきましては、次回の第3回の議会で審議して決定していただくものだということで、その前の事前の説明だというふうに捉えていただければよろしいかと思います。

それでは、資料番号2-1につきまして、説明させていただきます。

ちなみに2-1としたのは、第2回目の審議会の一つ目の資料ということですので、第1回に渡した資料2の枝番ということではないので、多分第3回目に使う資料については、3-1とかそういう感じで資料番号を振っていますので、そういうことでここで説明させていただきます。

それでは、資料番号2-1の説明させていただきます。

まず1ページ目、第5次総合振興計画のあり方（構成及び期間の考え方）というふうになっておりますけれど、まず(1)計画の構成につきましては2種類用意しておりまして、構成イメージ①と構成イメージ②というふうに示させていただいております。

構成イメージ①につきましては、基本構想、基本計画、実施計画と、ピラミッド型になっておりますけれど、こちらが3階層となっております。現在、朝霞市では第4次がこの構成をとっております。基本構想につきましては、ピラミッドの左側ですけれど、「地域経営の指針」、基本計画と実施計につきましては「行政経営の指針」というふうにしております。

下の構成イメージ②につきましては、基本構想と実施計画の2階層というふうになっております。基本構想部分が、「地域経営の指針」、実施計画の部分が「行政経営の指針」となっております。

す。

この2通りの大きな違いにつきましては、見て分かりますとおり、真ん中の3階層の基本計画の部分があるかないかというのが大きな違いなんです、こちらの方での審議していく上での論点としては、この基本計画が下の2階層の場合、上の基本構想に吸収されるのか、または下の実施計画に吸収されるのかによって大きく違ってくるというふうに考えております。

具体的にどう違うのかと言いますと、基本構想に吸収されますと、いずれ基本構想は議会の議決をいただくような手続きになると思うのですが、結局議決事項の要素が大きくなります。

ただ、その一方で基本計画が10年とか20年というふうな議論になると思いますが、そういった場合に10年以上と基本構想が長期間になることが想定されますので、逆に基本構想の要素が増えとがなじがらめにされてしまうということで計画の変更が簡単にはいかないということが一つ懸念されます。逆に実施計画の方に基本計画が吸収されると、当然実施計画というのは毎年ローリングしていこうというふうに考えていますので、より時代の変化に迅速に対応することができるのかなという想定はされます。

また、基本計画の一部を基本構想、残りを実施計画に位置付けるということで、今現状の朝霞市の基本計画を全部基本構想に持っていくとか、全部実施計画に持っていくのではなくて、一部は基本構想、残りの一部が実施計画というふうに分けることも可能ですので、こちらにつきましては、まだ具体的なことは全然できておりませんので、よりそういうものが見えてきたときに3階層なり2階層、2階層の場合はどこまでが基本構想に盛り込むのかとか実施計画に盛り込むのかとか、より具体的なものが見えてきてからでもいいのかなというふうに考えております。

続きまして2ページを開いていただきますと、こちらも2通り、イメージ①とイメージ②ということで示させていただいております。

イメージ①につきましては、基本構想10年、基本計画5年、実施計画3年というふうになっております。こちら、イメージ①につきましては、現在朝霞市がこの期間となっております。

計画期間のイメージ②につきましては、基本構想18年、基本計画、実施計画とも4年というふうにしております。こちらのイメージ②につきましては、市長の任期に合わせるとどのようになるのかということで、一番下の方に市長の任期というふうになっていきますけれど、こちら実際に朝霞市の市長の任期を横の幅で示しているものなのですが、一応シミュレーション的に示させていただきました。基本構想を18年と、実際20年というものもありますけれど、そういう長期にわたるものにつきましては、中間年で当然見直しをする必要があるというふうに考えております。

また、第1期のイメージ②の基本計画の部分ですけれど、第1期の部分が基本計画と実施計画が6年となっておりますけれど、こちらは市長の任期に当てはめようとすると、まず調整ということ

で最初の1期目については6年というふうに今のところさせていただいております。こちらは必ず市長の任期に合わせないといけないとかそういうものではなくて、あくまでも例示として、ほかの自治体でもあるんですけど、市長の任期に合わせたらどうなのかということでやっておりますので、合わせる必要がなければそれはそれで審議していただければというふうに考えております。

こちらのイメージ①とイメージ②というのは、あくまでも2通り示しているだけで、基本構想の10年、基本計画の5年とか、当然基本構想20年で基本計画5年とか、そういういろんな組み合わせがありますので、あくまでもこれは例示したに過ぎませんので。例えば基本計画4年で基本構想20年とかいろんなパターンはあるんですけど、挙げれば切りがないですので、一応イメージできるものの範囲で2通り示させていただいているというふうに捉えていただければいいと思います。

こちらですけれど、審議のポイントですけれど、朝霞市というのはこれまでずっと「住宅都市」ということでありましたが、これが今後急に「観光都市」ですとか「工業都市」に変化するということは考えられないですけど、根本的なまちづくりが変わらないということであれば、基本構想これまで10年というところを20年間とすることも場合によっては考えられるのかなというふうに思います。

また、基本計画については、市長の任期に合わせて基本計画を策定することとなった場合は、市民から見れば自分たちが選んだ市長の意向を踏まえた基本計画ということで、市民と計画が身近になるということも考えられるということで、審議のポイントになるのかなというふうに考えております。

3ページ目、お願いします。

こちらは参考ということで、「近隣自治体の構成と計画期間」ということで、さいたま市、志木、戸田、新座、和光というふうになっておりますけれど、こちらが、さいたま市、新座市、和光市と網掛け部分につきましては、こちらは朝霞市と異なる部分ですよということで示しております。

新座市の場合は、東日本大震災等の影響を踏まえて見直したということになってございます。和光市では、基本計画がございまして、基本構想に基本計画の内容も含まれていると、こちらの詳細については資料が多くなってしまいますので、よろしければそれぞれの自治体のホームページで確認できますので、何かありましたらそちらの方を御覧いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして4ページ、参考資料2「県外自治体の特徴的な構成と計画期間」ということで、こちらは、朝霞市と違うものをずらっと並べさせていただきました。こちら朝霞市と違う部分は全て網掛けになっておりますので参考にいただければと思いますけれども、こちら先ほども市長の

任期に合わせた期間ということで調布市の下ですね、上から２番目の岐阜県多治見市では、こちらは市長の任期に合わせてマニフェストを総合計画に位置付けているということになっているようです。一番下の藤沢市は、自治法の改正に伴って計画を策定しないというのも一応あるんですけど、朝霞市では作るということになっていますので、一応情報として載せておりますけれども、藤沢市では策定しないというふうになっております。

続きまして５ページの参考資料３ですけれども、こちらが「２階層の総合計画事例」ということで示させていただきましたが、この表の朝霞市ですが、朝霞市の場合は３階層ということで先ほど説明させていただきましたので、朝霞市の第４次の計画では、Ａ階層のみが基本構想ということで、それを２階層にして基本計画を全部基本構想にもってきた場合は、Ｃ階層までになると。朝霞市の場合でいきますと、大柱の３２項目、中柱の９５項目ということで、この現行計画の冊子の２４ページを御覧になっていただきますと、２５ページも２６ページ以降もそうなんですけど、施策体系一覧のところに、上の方に大柱、中柱、小柱というふうになってはいますが、この中柱、ここ全部上の基本構想にもっていったらいいというのが、この５ページで示したものの。要するに、基本構想をここまで入れると、かなりがちがちな計画になるのかなというようなイメージで捉えていただければいいのかなというふうに考えております。

ただ、先ほども言ったとおり、大柱までにするのか、基本構想はもっていくのか、中柱までを基本構想にもっていくのか、全部入れるのか、その辺の審議については、当然審議会の方で審議していただきまして、当然市民のための計画になりますので、その辺はこの会で審議していただければというふうに考えております。やっぱり、階層をどうするか、２階層、３階層にするかというのはやはり、具体的な計画が出てこないイメージできないというのは、そういうことなのかなということですので、現時点でイメージするのであれば、現行計画がこういうふうになっているということと捉えていただければよろしいかというふうに考えております。

６ページ、よろしいでしょうか。それが今、説明したとおりですね。冊子の２４ページ以降、１ページ分だけ、２４ページの部分だけ簡単に抜粋しておりますけれども、こちらをどのような形で基本構想まで盛り込んで、どこまでを基本計画にしてですとか、その辺の議論の材料になるのかなということで、一応お示しだけさせていただきたいと思います。

○事務局・田中審議監

ちょっと分かりづらい部分があったので、補足をさせていただきます。

説明内容は、あくまでも最近のこういうスタイルでやっているということの例示だと捉えていただければと思います。

何階層にするとかそういったことは、中身が十分に議論された上で、表現形式として市民の皆

さんにとって分かりやすい表現形式はどういうものかといったところで御議論をいただければというふうに思いますので、予備知識としてお持ちいただければ、現段階では結構かなと思います。

できれば次回、少し議論をしていただきたいのは、先ほど野本委員からお話があったように、いわゆる将来ビジョンとか、例えば10年後、20年後の朝霞市をどうすべきかという、そういう御議論をしていただく上で重要なのは、基本構想の最終的な期間をどういうふうに、まあ、仮にでもいいですから仮定するかといったことを早目に合意形成をしないと、10年ごと、20年ごとでは社会情勢は大きく変わると思いますので、その辺の御議論をいただければというふうに思います。

ですので、後のことは次回何か決めるということではありませんので、期間をどうするかといったことを、要するにこの第5次の、ある意味では到達点をどこに置くかといったところの御議論を早目にいただけると、いろんな資料もそれに併せて作ることが可能かなというふうに思っております。

あと、参考に挙げた他市の状況等については、ホームページにそれぞれ掲載されておりますが、ホームページ等をお使いでない方、インターネットをお使いでない方がいらっしゃいましたら、御希望があれば我々の方で資料は用意させていただきますので、お申出をいただきたいと思います。

○沼田会長

ありがとうございました。

だから、次回議論して決めたいことは、この総合計画の全体を何年ぐらいの幅、スパンですね、全体の幅、10年先を見据えた計画なのか、あるいは30年先を見据えた計画なのか、20年なのか、18年なのかということを議論して、まずそこを一応の合意を決めて次に進んで行きたいという、そういう意味です。

私、ちょっと余談ですけど、昨日、別な市の施策の助言者をやっているんですけども、30年後を見定めてちょっといい町を作るみたいに考えた方がいい、再生するのを考えた方がいいんじゃないですかと市長に言ったら、市長が、「先生、30年後はこの町はあるんでしょうかね。」というふうに言いまして、大丈夫だと思います。まあ、それはやっぱり人口減少が響いているんですよ。

あるいは、財政的にも大変だということがあったりして。だから、この町も完全なひと事では多分ないはずなので、どのぐらいの計画期間で決めるかということをもまず合意しないと、計画期間が違えば議論が多分かみ合わないと思うんですよ。だから、来年の海外旅行の話をしている人と、老後の話をしている人が一緒に議論するというのは無理ですから、だから、やっぱり一応どのぐらいのスパンなのかということを決めたい、そういう趣旨の説明だったと思います。

今後、1回目の審議会がそうだったんですけど、時間がなくて決められなくて、説明だけ1回やって2回目決めるというスタイルで、ずっとずれ込んでくるんですけど、これは皆さんにとっては宿題になるんですよ。前の月に必ず宿題が出て、1か月考えてもらって。その間に、質問その他はやってしまいなさいと。けがの功名というか、偶然なんですけれども、こういう新しい審議の仕方では時間が短縮になるかなと。効率的な審議ができるようにしたいとしております。

そのほかに説明。はい、あと調査の、お願いします。

○事務局・又賀主査

続きまして資料番号2-2、市民意識調査。こちらの方を開けていただきたいと思いますけれども。

こちら、一般のアンケートにつきましては、平成25年4月1日現在で18歳以上を対象として、10月1日時点で住民基本台帳に登録のある方3,000人に対して、地域別、年齢別、男女別でそれぞれ均等になるように無作為で選出いたします。調査期間は2週間程度を予定しています。

1ページめくっていただきまして、総合振興計画についての簡単な説明がありますが、この真ん中から下ですね、「第5次朝霞市総合振興計画の策定に参加してくださる方を募集します。」ということで、こちらアンケートに併せて、先ほど簡単な説明で市民懇談会ということが出ましたけれども、こちらの案内も併せてやらせていただこうというふうに考えております。

続きまして1ページ、「初めにあなた御自身のことについてお聴きします。」というページですけれども、1ページの真ん中から下の方に、設問の横に「都市マス」というふうに網掛けになっておりますけれども、こちらが第5次総合振興計画の策定に併せて都市計画マスタープランの見直しも今、同時に行っているところでして、結構、総合振興計画のアンケートはかぶる部分が多かったので、タイアップして一緒にやろうということで、都市計画マスタープランという意味で「都市マス」と入れさせていただいておりますけれども、こちらは実際のアンケートの時にはこの言葉を省きますので、一応審議会の会議の中で分かりやすくするために、「都市マス」で聴いてほしかった部分ということで入れさせていただいております。こちらの1ページにつきましては、前回の調査と比較して、F2とF6とF9を追加させていただいております。F2の性別と、都市マス部分のF6、F9を追加しております。

2ページ目ですけれども、こちらは前回の意識調査との変更点ということで、削除した部分なのですが、全回、「朝霞市は住みよいですか、住みにくいですか。」という項目があったんですが、こちらを削除させていただいて、逆に問2の部分で問1の理由、「これからもずっと住み続けたいですか。その理由を教えてください。」ということで、問2をそのような設問にしております。問3、問4については、変更ございません。

3 ページ目、こちら問 5 から問 8 全部ですね、こちらは全て都市マス絡みの設問となっております。4 ページ目以降ですね。

問 9 は長いんですけども、9 ページまでですね。こちらが問 9 ということで、それぞれの施策につきまして、満足度と重要度の、こちら前回と同じ調査項目ですが、それぞれの施策を見ていただくと分かるんですが、網掛けになっております。こちらが前回の平成 22 年に実施した調査ですけども、その時から何年かたっておりますので時点修正しておりますので、その部分が前回と比較して変わっているというふうに捉えていただいてもよろしいかと思います。こちらの重要度と満足度の調査をするということで、その結果がどういうふうに反映されるかというイメージをしていただきたいんですけども、意識調査のこちらのアンケートの冊子をお持ちになっている方は、その 35 ページと 36 ページ。もしお持ちでなければ、こちらにその部分だけのプリントしているものがありますので、もしお持ちでなければ挙手していただければ。

この満足度と重要度という調査が、35 ページの図になると。ちょっとここでは細かい説明は省きますけれども、この図を見て、満足度が右に行けば右に行くほど高い、重要度が上に行けば上に行くほど高いということで、満足度も重要度も高ければ右上になる。逆に重要度が高いのに満足度が低い、表でいくとこの左上ですね。重要度は高いけど満足度が低いのが、左上のここです、土地利用、高齢者支援、障害者支援、この辺が重要度が高くて満足度が低い、というような見方になることが目で見えて分かるような調査になっているというのが、この問 9 の設問となっております。よろしいでしょうか。

続きまして 10 ページ。問 10 から問 12 につきましては、基本構想をイメージした設問として、前回の調査から新たに追加しております。なお、問 10 と問 11 につきましては、全く同じ設問と選択肢を青少年アンケートでもやる予定となっております。

11 ページ。問 13 と問 14 は、都市マスの関係の設問として新たに追加しております。問 15、問 16 につきましては、変更ございません。問 16-1 につきましては、選択肢を変更させていただきまして、前回は事業計画の説明会への参加ですとか、市民懇談会、公聴会への参加、市への意見要望、パブリックコメントなど、市民参加の手法を選択肢とさせていただいたのですが、今回はどのような分野に興味があるのかということで、分野別の興味のあるものを選択肢とさせていただいております。

12 ページ。問 16-2 から問 19 までは変更ございません。問 20 につきましては、前回は市民の費用負担について聴いていたのですが、今回の調査では、行政サービスの水準と市民の費用負担について聴いている内容、設問となっております。

13 ページ。前回の調査では、地方分権についての設問があったのですが、そちらの方は削除し

ております。問 2 1 の行政改革につきましては、選択肢を見直してかなり増えております。

あと、Ⅵ、自然災害についてお聴きしますということで、こちらは全て、問 2 2 から問 2 4 は東日本大震災の関係で新たに設問を設けております。

以上、資料 2 - 2 の意識調査の一般の方の説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料 2 - 3 につきまして説明させていただきます。

こちら 1 ページ目ですね、青少年アンケートにつきましては平成 2 5 年 4 月 1 日現在で、今度は 1 2 歳から 1 7 歳までの方を対象として、1 0 月 1 日時点で住民基本台帳に登録のある人 1 , 0 0 0 人に対して、地域別、年齢別、男女別でそれぞれ均等になるように無作為で選出します。こちらは、中学生と高校生の年代と捉えていただければよろしいかと思います。こちらの調査期間も、一般と同様に 2 週間程度を予定しています。

こちらも前回の変更点ということで、2 ページ以降ですね、広報あさかを読んだり、市ホームページを見たことがありますかという設問を削除しております。逆に、問 5、問 6、問 9、問 1 0、問 1 1 を新たに追加しております。問 6 と問 7 につきましては、先ほど御説明しましたとおり、一般の調査と比較するため、全く同じ設問になっております。

説明は以上です。

○沼田会長

今の時点で質問はございますか。

○山口委員

一つはこの扱いなんですけれども、今日ここで検討して、加筆なり削るなりして決定してすぐ実施するのか、それとも 1 回持ち帰って実施日に合わせてやるのかということが 1 点と、もう一つは前回のアンケートが何千人を対象にして、回収率がどのぐらいだったのかということをお教えいただきたいということと、あと意見ですが、一般の方の 2 ページなんですけれども、朝霞市の住みよさについてお聴きしますという設問で、ずっと住み続けていきたいとかいろいろあって、市外に移りたいとかいうところについてはその理由を、というのが問 2 でありますよね。それとも必要かもしれないですが、私は、ずっと住み続けていきたい、当分住み続けていきたいという人について、例えばこちらの青少年アンケートは、あなたが朝霞が好きなその理由を書いてくれと書いてあるじゃないですか。ここは一般市民の人にも是非聴いてほしいと思いますよ。例えば、都心に近いとかね。それから、自然が多いだとか。まあ、いろいろあると思うんですけれども。そういうことは是非、入れるべきではないかなというふうに思いましたので、意見です。

もう一つは 5 ページ目です。5 ページ目になるのかなという感じなんですけど、朝霞でもう一つ非常に全県的にも進んでいるのは、実は、放射能に対する対応というのはすごく進んでいるんです

ね。今も計測も、0.19マイクロシーベルトという、全国的に言っても非常にきついレベルでやって、今も計測をし、除染をしているということですよね。それから、小学校や中学校の給食についても、食材も食べる前にやっているんですよ。県に頼らずに。そして、せっかく買い込んだから、昼は農家のものを、県で調査しないものについては無料でやりますよと。それもこちらから出張して持ってきてやっているというのはね、すごいことをやっているんですね。そういうことも是非、入れてくださいよ。そういうようなところが環境なんかでもやっているけれどもどうか、という評価も是非、入れてほしいなというふうに思いました。ということで。

だから、今、意見を言っているのかどうか分かりませんが。

○沼田会長

今、言っていたいいです。

今日、決定はしませんので。これは宿題ですから。次回ということで。

○山口委員

あともう一つね。これちょっとよく分かりにくかったんですけど、10ページ目のところに、将来の朝霞市はどのような町であればいいかとあって、ニュアンス的にわくわくだとか、のびのびだとか、生き生きだとか、感覚的に分かるんだけど、これに丸付けされて、どういうのを作っただけのっていうふうに思うんですよ。回帰的なとか美しいという言葉、大体これは想像がつかますよね。道路が汚いだとか何とかいろいろありますからね。何なんですかね、というのがちょっと。意地悪っぽい質問かもしれませんが。よく政治家のスローガンの中に、こういうのを僕も使いますから、なんですけども、それも分類化したやつが下に個別の施策としてなければ、なかなか分かりにくいフレーズなんですけども、どうなんでしょうか。

○事務局・村山室長

まず1点目の、いつこれを決めるのかということについては、次回決定したいというふうに思いますので。後ほど説明しますが、いつまでに御意見をくださいということで投げかけまして、できれば事前に、ほかの資料と一緒に皆さんにお送りしたいというふうに思っております。

それから前回ですね、一般の方は同じく3,000人に対して行いまして、回収率が38.1パーセントです。1,136人の回答でした。青少年の方は、市内の全中学校5校と、あと県立高校2校に対して、1校当たり1クラスずつということで、全部で237人の回答をいただいたということです。

今回は、特に学校ということではなくて、年齢でもって郵送で1,000人に対して無作為抽出で行ったということでございます。

特に高校については、市内に住んでいないお子様も多数いるということもありまして、今回はこ

の形に変えさせていただきました。

それから、市民意識調査で御意見をいただいたことにつきましては、御意見として検討させていただきたいと思います。

問10の、のびのび、わくわく、生き生きということについては、実は市の将来像で、現在でいうと、「水と緑に満ちた安らぎと生きがいのある町朝霞」というところで、例えばキーワードとしていくつか御提示するというのも一つのやり方ですので、その辺も想定してこういうようなフレーズの項目を設けたということがございます。

以上でございます。

○事務局・村山室長

あと、問1のずっと住みたい理由の方もということなんですけれども、3ページの間6で、あなたの住まいの周辺の良いと感じる点はなんですかということで、こちらが確かに、今後次回に議論していただいているんですが似たようなものがあると、こちらの問6の設問についてはあくまでもお住まいの周辺ということで、自分の住んでいる周辺ということで若干ニュアンスが違いますのでそこら辺で並べちゃうとちょっと似ている部分とかあったりして、それはどうしようかなということで、今回問1のずっと住みたい理由というのは外させてもらったんですけれども、その辺は議論のするところなのかなと思いますので検討させていただきたいと思います。

○沼田会長

はい、ありがとうございます。

安野委員、お待たせしました。

○安野委員

質問が2点ほどあります。

まず次回宿題ということで、参考情報としてお聴きしたいんですけれども、資料番号2-1、3ページから参考情報としてほかの自治体の構成と計画期間についてなんですけれども、さいたま市、志木市、戸田市、新座市、和光市の情報は分かりますけれども、その4ページ、5ページ目にある調布市などの情報は基本的に自治体のピックアップの基準はなんでしょうか。どういう理由でこういうところをピックアップしたんでしょうか。

○事務局・又賀主査

3ページにつきましては、朝霞市の近隣自治体ということで説明させていただきたいのですが、4ページにつきましては、朝霞市が基本構想が10年、基本計画5年、実施計画3年ということになっているんですが、朝霞市の計画期間とは異なっているところも参考にいただければなと思いついて、4ページにつきましては朝霞市の基準とは違うということでピックアップさせていた

だきました。

○安野委員

ありがとうございます。

それから第2の質問なんですけれど、もうちょっと前回の意識調査の結果、回答率についての分析結果をいただきたいんですね。例えば先に回答率を回答していただいたんですけど、その中、年代別と性別的にどのような回答率だったかどうかを教えてくださいと助かります。

というのは、せっかく意識調査を行ってもそれが有意義だったのか、世代別にデータが有意義な結果が得られたかが聴きたいんですね。

私の例に例えますと、やっぱり若いときに子育てと仕事で忙しくて、多分郵送で送られても期限までになかなか答えられないというのが確かにあります。同じやり方でいいのかがすごく疑問に思っております。

以上です。

○沼田会長

前回配布された資料ですね、これにみんな書いてあるんです。

ページで言うとね、一般が125ページです。

○安野委員

回答率について知りたいですね。

先ほど、全体のアンケート結果報告書の8ページ目に年代別の回答率が書かれているんですけど、ここを見ても年代別と回答率が同じではないですよ。これに対して何か対策を今回行われますか。

○沼田会長

はい、斎藤委員。

○斎藤委員

今の御質問、実は私も後で質問しようと思っていたことが実質上重複するんですけど、今のどうやって対策するんですかということも含まれるんですが、この一般のアンケート、アンケートというと私どもも大学でいろいろやっております、非常に難しいんですよ。場合によっては情報操作もできるし、場合によってはかなり正確なものも出るということなんですけれど。

それはとにかく置いておきまして、この朝霞市の人口からして市民意識調査3,000人は少ないんじゃないかと思います。しかも回答率が38パーセントですね。だから3分の1強しか回答していない。このアンケート結果をパーセンテージで表わすと1、2、3位と出るんですけど、人口に対する人数からいうと極めて少ないということがあります。これは、予算等もありますから仕

方がないかもしれませんが。ただ、あえて対策するようなことも含めて言うのならば、はっきり言って市民全員にアンケートを取るということですね。100万人都市ではないんですから、もっとキャパは小さいわけですから可能なのではないかな。あと、インターネットで回答するというのも含めてですね、ホームページなんかも含めてですね、それでやればそれほど予算はかからないんじゃないかと思うのが第1点。何とか検討を願えないかということです。

それから、もう一つが青少年の方なんですけれど、先ほど中学、高校それぞれ1校につき1クラスということなんですけれど、やはり青少年ですから小学生ですね、1年生はどうか分かりませんが、地元に住んでいて地元で育って地元の学校に来て、小中学生まで、小学校までの生徒を対象にした方がいいと思いますし、義務教育ですから小中学生は全員アンケート対象にすると。全クラス、全校ですね。それはもう担任の先生が配付して回収すればいいだけの話ですから、そういうことができないだろうかということが2点目ですね。

そして3点目ですが、ちょっとこれは今のアンケートの話とずれるんですけど、先ほどからの基本構想の年数のことなんですけれど、市長の任期うんぬんというのは分かります、すごくよく分かる。私も学長の任期はどうだったとか、副学長の任期はどうだったというようなことで考えたりしますけど。ただ市民の目から見ると、一つの事業に対して目的があって、それを達成する手段があって成果が出るということがこの三つのサイクルですよ。一つの事業に対して成果を図るにはどのくらいの期間が必要なのか、それぞれの事業によって全然違うと思いますけれど、大体教育ならば小学校なら6年間、中学なら3年間とか、一応就業年数は決まっておりますね。そういうようなこと、何を基準にしているのか分かりませんが、何か考えてくださって事業ごとにサイクルですね、成果が出るサイクル、それを幾つか出してくだされば、それに合わせて基本構想、基本計画の年数というものも決めていくということも一つの考え方ではないかと思っております。ですから、今うんぬんというよりもできれば考えていただければと思います。アンケートは、全市一斉に行うということが一番いいかなと思います。もちろん全部回収はされないでしょうけど。だからこそインターネットを通して。

以上です。

すみません、時間をオーバーしまして。

○沼田会長

一応定刻ですけど、ひとまとまりするまで続行したいと思っておりますので、何か、今の齋藤委員の話でもよろしいですから。

○山口委員

齋藤委員のお話で僕も同感なところがありまして、安野委員も言われましたけれど、どう市民

の、どれだけ多数の意思、意見というものを集めるのかということがすごく大事なことかと思うんですね。一つの手法だけでは決してアンケートできませんので、例えば郵送するのもいいかもしれませんが、例えば図書館だとか公民館だとかの活動などで出入りしている方のところに期間を決めて、そこで100なら100を目指して、アンケートに直接協力してもらえる方にはその場で書いてもらって回収するだとか、いろんなやり方があるのかなと思います。

それともう一つ、今言われたのでついでに。私の意見で言いますと、市長の任期が4年というのはマニフェストで、今はマニフェストというのも大分価値は落ちましたが、それでいいのかと私はむしろ思うんですね。元々基本計画の理念というのは何か、市民ですよね。市長が代わったら代わっていいのかではなくて、市民の5年後、10年後、20年後の、やっぱりここで住み続けていこうと言えるようなまちづくり構想ですから、市長が代わろうが代わるまいがその5年なら5年間、10年なら10年間、しっかりとそれを実施してもらおうと。どんな候補者が当選しても、そのことについてはきちんとやろうと思っているような環境をむしろ作っていくようなくらいの我々のパワーがないと、総合計画の意味ってどうなのか、書いただけのものでは駄目なんじゃないのかなと、私の意見です。

○島田委員

アンケートにつきましては、社会調査という学術的な手法があって確立しているわけですね。どうしても、例えばインターネットでやろうとかですね、一定の駅前で集めてしまうと属性が偏ってしまうというようなことがあって、今事務局から提案があった無作為で抽出して郵送するというようなことが、社会調査の技法、学術上確立した方法論ということになっているかと思ひまして、基本的には私はこの原案のやり方がいいんじゃないかというふうに思っているところです。

ただ、先ほど安野委員がおっしゃられたように確かに回収率が低いとかですね、これは10月に決めて原案では10月中に回収するようになっていたわけですが、もう少し時間をみるとかですね、アンケートをやっているというようなことを市民に徹底するとかですね、そういう方法は取ってしかるべきではないかというふうに思ひまして。やはり前回なり、あるいは前回やる前に委員の皆さんに配るという方法でもいいんですけど、前回の結果をですね、事務局なりにどういうふうに判断しているのかというのを示された方がいいのかなというふうに思います。

○佐野委員

私もアンケートの対象者の数とかですね、層別とかに関して質問なり意見なんですけれど。

一般で3,000人ということが対象になっていますけれど、18歳以上ですから人口の何割かですよね。多分、13万人いるうちのですから8万人くらいですかね。それで3,000人というのが妥当かどうかというのは分らないんですけど、こういうのを出している以上、社会調査上、

手法として確立していますから、3,000人あれば足りるのであるならば3,000人も良しかなと思います。全員というのはあるんですけど、多分期間的なこととか費用的なこととか技術的なことがあって難しいならば、難しくなければ全員ということもあり得るけれど、難しいならばやっぱりある程度限りがあるのかと。確かに、学生ならば学校に配ることでかなり簡単に回収できるかと思うんですけど、一般人にしてみた場合にはそうじゃないなという気がします。ですから、有意義な数はいくらを対象にするかと、それから回収率も過去やっていた程度回収率は分かりますから、それがある程度、せいぜい三、四割しかいかないんだと言うならば、それを踏まえて何人を対象にお願いしたらいいかと、そういう技術的なところで決めてもらえればいいんじゃないかと思います。

あとそれから、市民の階層が年代別に分けた場合かなり違いがあると思うんですよね。ですからそれを意識されているのかされていないのか、あるいはこういう社会調査をやる場合にはそういうことをする必要があるのかないのか、私は何となくありそうな気がするんですけど、それらも踏まえる必要があればそういうことも踏まえてサンプリングの対象を決めると、そんなことをやっていただきたいなと思います。

○事務局・田中審議監

いろいろ御意見いただきましてありがとうございます。

この場で御意見いただけなかった方については宿題でございますので、後ほどお示しする期間までに是非いろいろさらに御意見いただければと思います。全て検討はさせていただきます。

ただいまいただきました御意見については、基本的に言うと、調査については従来の調査との比較対照とかそういったこともありまして、第4次の総合計画、現計画を作るときのものとの比較対照とかそういったところを考えますと、基本的にそれをベースにして考えて3,000人でということを経営的に総合計画の意識調査についてはやっております。同じような調査方法をとらせていただいています。

抽出する統計調査のサンプルというんですけども、要するに人の話ですけども、それについては、男女、年齢、それぞれの構成、それを人数に合わせて抽出数というのは比例して抽出していますので、朝霞の人口ピラミッドに合わせた形で、それに比例するように抽出しております。あとは、実際にお答えをいただける方というのは、必ずしもそのとおり比例しないことは事実でございますので、それは若干致し方ないことかなと思っております。

あとは、検討させていただくということを申し上げましたので、検討させていただくんですが、御意見の中にあつたように、調査するにはお金がかかるので、基本的に予算の範囲内で可能かどうかという話はどうしても出てしまうと。ですので、社会調査としての意識調査というのは、基本

的にこのパターンで、基本的に中身の問題ですとかそういったことはやらせていただきたいと思うのと、それから市民の皆様のお声を聴く機会というのは、このほかに補完する形での何らかの手法がないかということは検討をさせていただきたい。それから、実際に市民の皆さんと語らって御意見やお考えを承るという場を、今回はたくさん作りたいというふうに思っておりますので、そういったところで補完をさせていただきたいというのが現状私の考え方でございますので、ただ、御意見をいただければ、皆で一生懸命できないかということは検討させていただきます。

○沼田会長

ありがとうございます。

時間がきましたので、この辺で締めたいと思いますけれども、1点ちょっと。感想ですけれども、意識調査についてどう改善するかということで、分母を増やすという意見と文章を増やすという意見があったと思うんですね。私は、分母を増やす、つまり全員しっかり調査をやれというのも一つの形式でしょうけれども、むしろ、取りあえず有効なのは文章を増やして、もっと有意義な調査にもっていくということだと思うんですね。

そのためには、一つ思ったのは、この意識調査のお願いの文章ですけれども、市長の名前で書かれていますけれども、これをもらった市民がこれを読んで、自分がこの調査をして何になるんだと直感的に思えるかどうかということですね。この調査、何に使うのかというと、唯一書いてあるのは、「計画作りへと生かしていくためにアンケート調査を行う。」、と、「出しました。」と書いてあるだけで、自分の意見がどういうふうに生かされるのか、この計画作りにとってこの自分の調査が欠かせないものなのかどうかということが書かれていないので、これはやってもやらなくてもいいんだという受け止めに多分なるんだろうなと思うんですね。だから、タイトルは「協力のお願い」とあるけど、「あなたの協力が必要です」と書かないと、返ってこないと思うんですよ。アンケートがね。そういうインパクトがある文章だと、やっぱり分子が増えて、分母を増やさなくても意味のある有意な調査も、同じお金を使ってもできるんじゃないかなと、そういう感想を持ちました。

詳しくは次回また、議論していきたいと思います。

まだ何か言い残したことがあったら。

○鈴木委員

すみません。いいでしょうか。

○沼田会長

どうぞ。鈴木委員。

○鈴木委員

今、会長がおっしゃったことと、ほぼ似ているようなことだと思うんですけれども、私が体験し

たことからちょっと述べさせていただきたいと思います。

ある団体の中で、それについてのアンケート調査をしたんですけれども、アンケートがいかに貴重なものであるかということを思ってもいないような内容の回答があって、こういう視点もあるんだなというのを感じさせていただいたことがございました。回答する側が、非常にアンケートについて貴重であるということを感じていただくことと、それを厳かに受け止めて出していただけるような、そういう形でのアンケートであってほしいし、そういう内容の捉えをしてほしいなということを思います。

一つだけ伺いたいんですけれども、38.1パーセントとございましたけれども、38.1パーセントというのは、一般的なこういうアンケートの回収において普通なんでしょうか、それとも低いんでしょうか。それだけを伺って、あとは私の意見ということで終わらせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○事務局・村山室長

ちょっと全体的な回収率の傾向というのはつかんでいないんですけれども、やはり若干低いのかなというふうには。

○鈴木委員

ありがとうございました。

○小池委員

次回にも引き続きという会長のお話もありましたけれども、この際ですので、意見と提案をさせていただきたいと思います。

今、この議会の三人の中でちょっとだけ話が出たりしたんですけれども、このアンケートの調査書。ほかの皆さんの御意見を聴いていると、もう少し分母を広げるというお話が出ました。私もそれには賛成なんですけれども、そういう手法の一つの中で、今、市では広報を全戸配付しています。ですから、その広報の中にこの資料番号2-2と2-3、要するに市民向けと青少年向け、これを広報の中に一緒に折り込んで全戸配付して回収するようにしたら、かなり幅広い市民の意見が拾えるんじゃないかなと提案させていただきます。御検討いただければと思います。

○沼田会長

ちょっと検討させてもらおうという、御意見を伺うということにしましょう。

では、一応ここで、職権でというか強権で終わらせていただきます。

事務局から、連絡をお願いします。

○事務局・又賀主査

それでは、事務局から説明させていただきます。

第3回で決定する内容ということで、意識調査、こちらは資料番号2-2と2-3。こちらは次回の会議で決定したいと思います。

あと、資料2-1の計画期間については、先ほどお話がありましたとおり、期間については決めたというふうに考えております。

なお、階層については説明のとおり、だんだん見えてきてからということ。

次回、第3回で決めたことは、資料2-1の中では計画の期間、資料2-2と2-3の調査項目について、次回の会議で決めさせていただきたいと思います。

なお、今、いろいろと意識調査の意見をいただきましたが、それ以外に意見、質問等ある方は、9月13日、金曜日までにメールまたはFAXで、どういう形でも結構なんですけれども、御意見をいただければ、それをいったん事務局の方でまとめますので。

今日出た意見につきましてもまとめますので、それと併せてこのほかに御意見のある方は9月13日、金曜日なんですけれども、この日までに事務局宛てに送っていただければと思います。

メールかFAXであれば、16日の3連休までということ。次の日の朝までに来ていれば、それを反映するということで、よろしくお願いします。事務局の方でまとめますので、第3回の会議、この後日程調整表を書いていただきます。その調整後、会議の1週間前まで程度には皆様の方に1度お送りしますので、よろしくお願いいたします。会議が終わりましたら、日程調整表の方を回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

◎4 閉 会

○沼田会長

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

